

お知らせ **要介護4、5の認定を受けている人へ**

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

平成27年中の所得を申告する際、身体障がい者福祉法による障がい者認定を受けていない人でも、前年の12月31日時点において要介護4または5に認定されている人は、障がい者控除および特別障がい者控除の対象となります。

該当する人は、確定申告の際に「三豊市障がい者控除対象者認定書」が必要です。介護保険課または各支所で申請をしてください。なお、申請書は市のホームページから取得できます。



お知らせ **人権擁護委員**

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

町名	氏名	備考
詫間町	藤村 隆	再任
仁尾町	辻 演美	再任

平成28年1月1日付けで、次の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

任期は3年で、皆さんから人権相談を受けたり、人権に関する啓発活動をお願いします。
(敬称略)

お知らせ **火葬場の運用が変わります**

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007



三豊市南部火葬場やすらぎ苑

所在地 山本町神田乙601番地1
 建築面積 1,825㎡
 設備内容 火葬炉4基、告別収骨ホール2カ所、待合室4室、待合ロビー2カ所、駐車場32台

▲告別収骨ホール

▲場内待合ロビー

名称	平成28年 2月	3月	4月
高瀬火葬場	→ 従来どおり		
南部火葬場やすらぎ苑	→ 3月1日から稼働		
山本財田斎場	→ 2月29日をもって閉鎖		
七宝斎苑	→ 3月31日をもって閉鎖		
豊中斎場	→ 3月31日をもって閉鎖		

平成26年から建設している三豊市南部火葬場やすらぎ苑が3月1日から稼働します。

また、山本財田斎場、七宝斎苑、豊中斎場の閉鎖に伴い、火葬場の運用が左記のとおり変更となります。

募集 **廃校予定地の利用提案を募集しています**

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

平成28年3月末で廃校となる山本、財田地区の小学校跡地の利用方法について、提案を募集しています。

地域の活性化や発展につながるような企業提案などを、ご応募ください。

【対象となる廃校予定地】
 辻小学校、河内小学校、大野小学校、神田小学校、財田上小学校、財田中小学校

※施設により利用条件が異なります。応募方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

お知らせ **補助金の実績報告をお忘れなく**

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

「若者の住宅取得補助金」・「空き家バンクリフォーム補助金」のいずれかを申請し、交付決定を受けている人は、補助金額を確定するために年度内に工事を完了し、実績報告書を提出後、審査を受ける必要があります。3月上旬までに、必ず報告をしてください。

なお、それまでに工事が完了しない場合は、田園都市推進課までご連絡ください。

※「若者の住宅取得補助金」については、建物の保存登記日から3カ月以内に、必ず報告してください。

お知らせ **市内の学校体育施設の年間利用について**

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

平成28年度に、市内の学校体育施設を定期的に利用したい団体は「市立学校体育施設年間利用団体登録申請書」を提出してください。

対象施設
 市内の小・中学校および幼稚園の運動場、体育館など

※申請が必要な施設は、市ホームページに掲載しています

利用可能時間
 平日 午後6時～10時
 休日 午前9時～午後10時
 (12月29日～1月3日は除く)

※学校が利用する場合は利用できません。

利用資格
 市内に在住、在学、在勤の人で構成された原則10人以上の団体。ただしスポーツ傷害保険に加入していることが条件です。

※満18歳未満の人で構成されている場合は、成人の引率が必要です。

提出期限 2月26日(金)

提出先
 利用を希望する小・中学校および幼稚園(財田小学校は生涯学習課、山本小学校は別途案内します)

同一時間帯で複数の利用団体登録申請書が提出された場合は、学校ごとに利用調整会を開催することがあります。

〈高瀬火葬場〉



〈南部火葬場〉



- 4月1日以降は高瀬火葬場と南部火葬場の2カ所で火葬業務を行います。地域に関係なく、どの火葬場でも使用できます。また、火葬料金の変更はありません。
- 七宝斎苑跡地は、北部火葬場(仮称)として平成28年度から建設工事に着手します。
- 9月から火葬場の保守点検、維持管理(清掃など)のため、毎月2回の休場日を設けます。休場日については、毎月の広報紙でお知らせします。皆様のご理解、ご協力をお願いします。